

議員提出第二号議案

地方自治体の主体性の保証を求める意見書

政府は、平成二十五年度予算編成に当たり、地方交付税を削減し、その削減分を防災・減災事業に充てる方針を打ち出した。地方交付税は、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持し得るよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である」と、平成十七年二月十五日の衆議院本会議において小泉純一郎内閣総理大臣（当時）が答弁されている。そして、地方交付税法では、「国は、交付税の交付に当たっては、地方自治の本旨を尊重し、条件を付け、又はその用途を制限してはならない」と定められている。

今回の地方交付税の減額については、財源が足りないという理由ではなく、地方公務員も国家公務員と同様に賃金を七・八パーセント削減すべきとの考え方に基づき提案され、しかも防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題に対応するため、給与削減額に見合った事業費を歳出に特別枠を設定して計上するとしている。賃金の削減を行わなければ、予算が減じられるだけであり、これは地方交付税法に照らしても問題視すべき行為で、地方自治の本旨を揺るがす大きな問題と考える。

地方自治体は、財政健全化のために十年以上も前から独自の賃金カットを行いつつながら、財政健全化に努力をしてきた。都道府県では平成十一年度から二十四年度までに賃金の独自カットで捻出された財源は約二兆円にも及んでいる。更に行財政改革を計画的に進め、平成十七年度から二十一年度の間に地方公務員の定数削減目標を六・四パーセントとし、目標以上の定数削減を実施してきた。本県においても平成十六年度から二十三年度までに十七・九パーセントの定数削減を行った。これらの努力は、厳しい財政の中でも主体的に、地方自治を全うするために行われてきたのである。

今回の国の対応は、国民の賛同を得やすい職員賃金の削減から始まり、やがては国民生活のセーフティネットを脅かす部門にまで、地方自治体の裁量を認めない状況ともなりかねない。地方交付税の用途について、地方自治体の主体性を欠くような国の指導があつてはならない。地方自治体の独自性・主体性を担保するためにも、このような国の誤った考え方を認識させ、正していく必要がある。

よって、国会及び政府におかれては、これらのことを踏まえ、地方交付税の用途については、地方自治の本旨を尊重し、地方自治体の自由裁量に委ねることにより地方自治体の主体性を保証するよう求める。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十五年三月二十八日

大分県議会議長 志 村 学

衆議院議長 伊吹文明殿
参議院議長 平田健二殿
内閣総理大臣 安倍晋三殿
財務大臣 麻生太郎殿
総務大臣 新藤義孝殿